

令和8年 第2回(3月) 筑紫野市議会定例会  
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

議案第7号から議案第13号までの7件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第7号 筑紫野市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、新たな通園給付として「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」が創設されることに伴い、筑紫野市の公立保育所で事業を実施するにあたり必要な事項について規定するため、本条例の一部を改正するものです。

委員会では、本事業の実施にあたり、保育士の確保と人材の充足について見通しは立っているのかとの質疑があり、執行部からは、昨年度から保育士の募集を行っており見通しは立っている。現体制の中で本事業の研修

を行っているが、4月1日から採用の保育士もいるため、順次研修を行っていくとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第8号 筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律により、地域限定保育士制度を一般制度化する改正が行われたこと、また、当分の間、保育所等における保育士配置について、特例的運用が可能とされたことを踏まえ、これらに対応するため、条例の一部を改正するものです。

委員会では、地域限定保育士を採用した場合、保育の質は維持できるのかとの質疑があり、執行部からは地域限定保育士とはいえ、保育士試験と同様に筆記試験があり、実技試験はないが、実技講習の受講が必要であるた

め、保育の質の担保はできると考えているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第9号 筑紫野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、新たな通園給付として「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が創設され、市は、特定乳児等通園支援事業の運営についての基準を条例で定めなければならないため、新たに条例を制定するものです。

委員会では、こども誰でも通園制度について、急遽子どもを預けたい人もいると思うが、初回面談は必須なのかとの質疑があり、執行部からは、子どもの命を預かるという観点等から、初回面談は必須としており、国でも

必須条件となっているとの答弁がありました。

また、一委員からは、月10時間の利用範囲の中で、一日に預ける時間は保護者側で設定できるのかとの質疑があり、執行部からは、一日に預かる最大の時間枠は各施設で設けているため、それ以上預ける場合は一時保育利用を案内するとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第10号 筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例及び筑紫野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、筑紫地区で共同設置している筑紫地区障害支援区分等審査会について、令和8、9年度の2年間、本市が審査会の庶務を処理する担当市となるため、関係する条例の一括改正を行うものです。

改正内容としては、筑紫野市特別職の職員の給与等に

関する条例については、「筑紫地区障害支援区分等審査会委員の報酬日額」を加える。

また、筑紫野市特別会計条例については、「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計」を追加するものです。

質疑・討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第11号 筑紫野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、介護保険法施行令の一部改正により令和8年度の介護保険料の算定に関する基準の特例が設けられたことに伴い、当該特例へ対応するため条例改正を行うものです。

委員会では、対象者はどれくらいいるのか。また、本業務に係る担当部署の事務負担はどれくらいになるの

かという質疑があり、執行部からは、昨年度の実績から、減免の確認が必要な人は3千人程度と考えている。また、事務負担については、システムで対象者抽出等の対応ができれば、それほど大きくはならないと考えているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第12号 筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、改正後の児童福祉法により、「地域限定保育士」制度が創設されたため、放課後児童支援員に必要な要件の規定に「地域限定保育士」に関する語句を追加するものです。

質疑・討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原

案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第13号 前畑遺跡保存活用計画策定委員会設置条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、前畑遺跡が国史跡の指定を受けたことで、今後、この史跡を広く国民に周知し、一般への公開や保存、活用を図っていく環境整備を行う必要があることから、前畑遺跡の遺構等を適正に保存、管理及び活用することを目的として、前畑遺跡保存活用計画策定委員会を設置し、保存活用計画の策定を行うものです。

質疑・討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和8年 第2回（3月） 筑紫野市議会定例会  
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

『議案第21号 令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本予算の主な内容は、歳出では、施設介護サービス給付費を1億1824万円減額など、歳入では、介護給付費交付金を3109万円減額などするもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億1920万円とするものです。

委員会では、介護サービス給付費の減額理由は何かとの質疑があり、執行部からは、給付見込み額を前年度の実績額を基に推計した結果、確実に減額できると見込んだためであるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和8年 第2回（3月） 筑紫野市議会定例会  
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

議案第30号及び議案第31号の2件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第30号 令和8年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本予算は、奨学資金の貸与が主な内容で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ763万8千円とするものです。

委員会では、本奨学金と高校の授業料無償化との兼ね合いはどのように考えているのかとの質疑があり、執行部からは、授業料は無償となるが、それ以外の経費がかかるため、入学支度金・奨学金とも現行のままとしている。見直しについては、今後を踏まえて検討していくとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第31号 令和8年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算』の件について、ご報告いたします。

本予算は、介護サービスの給付事業が主なもので、歳入歳出予算の総額を、それぞれ78億5070万7千円とするものです。

歳出の主な内訳は、保険給付費が91.1%、地域支援事業費が5.9%であり、歳入の主な内訳は、65歳以上及び40歳から64歳までの介護保険料が約50%、残り約50%が国、県、市の負担となる、との説明がありました。

質疑・討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和8年 第2回（3月） 筑紫野市議会定例会  
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

『議案第34号 令和8年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計予算』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本会計は、筑紫地区で共同設置している筑紫地区障害支援区分等審査会について、令和8、9年度の2年間、本市が審査会の庶務を処理する担当市となるため、審査会運営に必要な予算として、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,512万円とするものです。

歳出の主な内訳は、一般管理費が825万6千円、審査会関係費が661万4千円などであり、歳入の主な内訳は、審査会共同設置負担金1,511万9千円などであるとの説明がありました。

質疑・討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。